

鹿児島工業高等専門学校図書館規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第12条の規程に基づき、鹿児島工業高等専門学校に図書館を置く。

(施設)

第2条 図書館には、図書室及び附属施設を設ける。

2 図書室とは、図書館スペース、事務室、閲覧室、書庫等をいう。

3 附属施設とは、Global Exchange&Mobirity Space(GEMS)、学年横断学科縦断講義室、ラーニングコモンズ等をいう。

(図書館長)

第3条 図書館長の業務はグローバル・アクティブラーニングセンター長が遂行する。

(個人情報の漏えい防止)

第4条 本図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第28条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(図書館運営に関する委員会)

第5条 図書館の円滑な運営をはかるため、グローバル・アクティブラーニングセンター委員会を置く。

2 グローバル・アクティブラーニングセンター委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し、必要な規則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。